

## 増設施設 1 系プラズマ溶融分解炉排気中の水銀再測定について

○発生日時：令和 5 年(2023年) 2 月14日 (測定時間 11時18分頃から12時53分頃までの間)

○発生場所：増設施設 1 系炉排気測定口

区 分	内 容
事象概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月14日に1系炉及び2系炉の排気中の水銀測定を実施。 2月22日に測定業者から結果の速報を受けたところ、1系炉の水銀濃度が<math>55\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math> (排出管理目標値：<math>50\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>)であったことが判明。 同日、上記結果について、北海道及び室蘭市へ連絡。</li> <li>・ 当日1系炉で処理を行っていたものは通常のア安定器、小型電気機器等であり処理に当たって注意を要するものはなし。(安定器：100Lドラム缶1缶、小型電気機器：200Lドラム缶1缶、当事業所運転廃棄物：27Lペール缶9缶)</li> <li>・ 水銀については、環境省通知(平成28年9月26日付け環水大大発第1609264号)において評価方法が示されていることから、当該通知に従い3月6日から8日までの間に3回の再測定を実施し、測定結果を評価予定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(環境省通知抜粋)</p> <p>第4 測定法及び測定結果の確認について</p> <p>3. 測定結果の確認方法について</p> <p>定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合は、その測定結果が平常時における平均的な排出状況を捉えたものであるかを確認するため、「再測定」を実施したうえで評価する</p> <p>具体的には、<u>定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定(試料の再採取を含む。)を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する</u></p> </div>

